

**新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回 持ち回り開催）**  
**議事概要**

**1 日時**

令和3年4月27日（火）

**2 出席者**

分科会長	尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
分科会長代理	脇田 隆宇	国立感染症研究所所長
委員	石川 晴巳	ヘルスケアコミュニケーションプランナー
	石田 昭浩	日本労働組合総連合会副事務局長
	磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院教授
	今村 顕史	東京都立駒込病院感染症センター長、感染症科部長
	太田 圭洋	日本医療法人協会副会長
	大竹 文雄	大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授
	岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
	押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
	釜范 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
	河本 宏子	日本経済団体連合会社会基盤強化委員会企画部会長代行
	幸本 智彦	東京商工会議所議員
	小林慶一郎	慶應義塾大学経済学部教授
	清古 愛弓	全国保健所長会副会長
	舘田 一博	東邦大学微生物・感染症学講座教授
	中山ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所弁護士
	平井 伸治	鳥取県知事
	南 砂	読売新聞東京本社常務取締役 調査研究本部長
	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授

**3 議事概要**

＜資料 今後のイベント開催制限等のあり方についての意見＞

○尾身分科会長 資料案に特段意見ない。

○脇田委員 資料案に特段意見ない。

○石川委員 資料案に賛成する。

確認したいポイントは、新型コロナウイルス感染症対策の「イベント開催制限」がオリンピック・パラリンピックにも適用されるのかどうかということである。東京2020組織委員会は、会場における観客数の上限については、「国内のスポーツイベント等における上限規制に準拠することを基本」にしている。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の決定は、実施期間の数日前ということもあるから、オリンピック・パラリンピックが開催される場合、各イベントの開催制限についての決定が、感染状況に応じて、数日前に決定あるいは変更される可能性もあり、その場合は大きな混乱が生じるものと予想される。

政府には、「イベント開催制限」に関するこれまでのエビデンスをまとめ、オリンピック・パラリンピックの「開催制限」の考え方を早急に整理していただきたいと考える。

○石田委員 現在の感染状況を考えれば、「緊急事態措置区域」または「まん延防止等重点措置区域」以外の都道府県におけるイベント開催制限等の現行の目安を、当面6月末まで維持する案については、やむを得ないと思う。

○磯部委員 資料案に特段意見ない。なお、私人の活動制限に関わるので、6月末以前であっても事態が改善すれば早期に制限を解除・軽減すべきものと思う。その意味で、継続的に情勢を分析し、随時見直しが可能な体制を堅持する必要があるように思う。

○今村委員 資料案に賛成する。

○太田委員 資料案に賛成する。ただし、まん延防止等重点措置の地域においては、感染状況が速やかに改善しない場合には、適切な時期に、イベント開催制限に関して、より対策を強化することも検討すべきと思う。

○岡部委員 資料案に特段意見ない。

○押谷委員 資料案に特段意見ない。

○釜范委員 資料案に賛成する。

○河本委員 資料案に賛成する。その上で、次の通り意見を述べたい。多くのイベント事業者においては、これまでのエビデンスに基づいた各業界団体等で定められたガイドラインに従った感染対策を行うことで、これまでの感染対策に最大限協力

してきたと理解している。協力金についても、座席数や営業時間の制限等のイベントの規模感といった実態を踏まえ、協力の負担に応じたものにすべきである。

あわせて、イベントの主催者のみならず、営業自粛や縮小によって影響を受ける制作や広報宣伝、営業販売、舞台設備、照明・音声など、イベントのサプライチェーンに連なる事業者への支援も検討いただきたい。

なお、今後、イベント会場等でのワクチン接種記録（いわゆるワクチンパスポート）の利活用を議論する場合には、ワクチン接種が進むことを前提に、接種が進んだ時点での経済活性化の起爆剤として活用できるよう政府で検討を進めていただきたい。

○幸本委員 人流抑制への対応強化は、感染拡大防止への効果が大きい反面、飲食、宿泊、交通、イベントなどの事業者だけでなく、地域経済社会へのダメージが極めて甚大であり、事業や雇用の喪失が懸念される。本措置の影響を受けるイベント事業者などへの迅速かつ損失の大きさに応じた支援が必要である。

今後、効果的に感染拡大を封じ込めていくためには、国民や事業者の自発的なさらなる協力が不可欠である。そのためにも、ガイドラインなど感染防止対策を徹底している者やイベントは認証などで差別化し、要請緩和などのインセンティブを付与し、対応努力次第で活動継続できる「攻めの感染防止対策」という視点を盛り込むべきである。

○清古委員 資料案に賛成する。

○中山委員 資料案に賛成する。

○平井委員 資料案に特段意見ない。なお、全国知事会では、去る4月24日に新型コロナウイルス緊急対策本部を開催し、40人の知事による議論を経て緊急提言をとりまとめたところであるが、特に次の3点について、分科会としても今後の感染防止対策の議論に反映していただくよう、意見を申し述べる。

第一に、今回のN501Y変異株については、現場の感覚では、感染力の強さ、とりわけ子ども・若者へ感染拡大や急速な重症化など、今までの新型コロナウイルスとは異なると考えられるところであり、療養期間も長期化している。このため、国としても各地域で変異株のスクリーニングを行える体制を早急に構築するとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を示し、都道府県に情報提供すべきである。

第二に、感染急拡大を踏まえて早期にワクチン接種を進め、特に7月中に高齢者への接種を完了させるためには、国立病院等の医師・看護師や自衛隊員も含めてワクチン接種に当たる人材を確保するとともに、市町村の計画どおり接種が進むよう

ワクチンを供給することが必須であり、国としてこうした具体的な対策を講じるべきである。

第三に、現在の感染急拡大を抑えるためには、人の流れの抑制が必要不可欠であり、出勤者を減らすテレワークの推進をについて強力に進めるとともに、各種の行政手続きの申請期限や各種公共事業の工期の延長、会計検査等の広域の出張や緊急性の乏しい調査の延期等、国としても率先して、企業や地方自治体の出勤者抑制につながる取組を行うべきである。